

投資信託累積投資規定〔追加型証券投資信託〕

1. 規定の趣旨

この規定は、お客様（以下「申込者」という。）と株式会社北陸銀行（以下「当行」という。）のあいだの、当行が取扱う追加型証券投資信託受益権（以下「本ファンド」という。）の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの規定にしたがって、累積投資契約（以下「契約」という。）を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

(1) 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。

(2) 契約が締結されたとき、当行はただちに本ファンドの自動けいぞく投資口座を設定いたします。

3. 金銭の払込み

申込者は本ファンドの買付けにあてるため、当行が定める金額以上の金銭（以下、「払込金」という。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものといたします。

4. 買付時期・価額

- (1) 当行は申込者から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく本ファンドの買付けを行います。
- (2) 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- (3) 買付けられた本ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

5. 管理

- (1) この契約により買付けられた本ファンドは、法令および株式会社証券保管振替機構が定めるところにより振替口座簿への記録をいたします。
- (2) 当行は振替口座簿に記録している本ファンドについて、管理料を申し受けることがあります。

6. 果実の再投資

上記5.の管理にかかる本ファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

7. 返還

- (1) 当行は、この契約にもとづく本ファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、目論見書に記載されている換金金額の算出方法にもとづくものといたします。
- (2) 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

8. 解約

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
- ② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③ この契約にかかる本ファンドが償還されたとき。
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

(2) この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中の本ファンドを上記7.に準じて当行において、申込者に返還いたします。

9. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届け出ていただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等を提示いただくことがあります。

10. その他

- (1) 当行はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約にもとづく本ファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - ② 印影が届出印と相違するためにこの契約にもとづく本ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約にもとづく本ファンドの買付けもしくは本ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
- (3) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。

(2024年9月)